



Title	サハリン残留日本人の境界地域史研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	中山, 大将
Citation	北海道大学. 博士(文学) 乙第7127号
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/81473">http://hdl.handle.net/2115/81473</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Taisho_Nakayama_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

# 学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 中山 大将

## 学位論文題名

サハリン残留日本人の境界地域史研究

### ・本論文の観点と方法

本論文は、境界研究の方法論によって、戦後サハリン残留日本人に焦点をあて、彼らの経験を実証的に明らかにした研究である。申請者は、時期区分として「戦後期」（1945～1949年）、「冷戦期」（1949～1988年）、「ポスト冷戦期」（1988年～）を設定し、とりわけ従来の引揚研究では視野の外に置かれていた冷戦期、ポスト冷戦期のサハリン残留日本人の実態を明らかにした。

また、本論文は、きわめて高い実証水準を達成している。特筆されるべき第一の点は、外務省外交史料館所蔵戦後外交記録を渉猟し、残留日本人の帰国に関する外務省の方針と実績、および外務省文書に残された残留日本人の生の声を克明に明らかにしたことである。第二には、2005年から2017年にかけて、他の研究者とともにきわめて精力的にサハリン元住民（日本人および韓国・朝鮮人）の聞き取り調査を行い、その数は68名にもものぼることである。第三に、「サハリン残留韓国婦帰還運動関係資料」（国文学研究資料館所蔵）、「李義八氏寄贈資料」（在日韓人歴史資料館所蔵、閲覧は韓国国家記録院）、NPO法人日本サハリン同胞交流協会、全国樺太連盟等の資料を活用し、民間団体側の動向についても実証的に明らかにしたことである。

### ・本論文の内容

序では、本論文の目的が「サハリン残留日本人の事例を通して、境界地域に生きる人々に境界変動が及ぼす影響を与えたのかを明らかにすること」であるとされる。その際、これまで戦後の「引揚げ」と捉えられていた現象は、戦争に固有の問題ではないこと、境界変動による人々の「引揚げ」または「残留」は、国民国家体制が続く限り普遍的に発生し得るものである、という認識が示される。

第1章では、研究史の整理および先行研究批判と方法的提言が行われている。申請者の研究分野は、移民研究あるいは植民地研究に分類されることが多い。申請者は、これまでの移民研究と植民地研究が、関心を異にしており、研究対象も異なることを指摘したうえで、「人の移動」という包括的な用語を使用し、近現代における「人の移動」を総体的に把握する必要性を主張している。また、日本植民地研究に関しては、かつての帝国主義論を前提とした階級矛盾・民族矛盾への着目から、帝国主義論の消滅にともない、民族矛盾への着目が拡大している、と指摘する。昨今の「歴史問題」を例にあげながら「政治理論」と「歴史学理論」の癒着という問題も指摘しており、日本植民地研究の限界を主張している。

そこで、申請者が、依拠すべき方法としたのが境界研究、境界地域史である。境界研究とは「人間が生存する実態空間そのものと、…差異化（自他の区別）をもたらす境界をめぐる現象」に着目し、「空間の脱／再領域化とその境界を多面的に分析する学問領域」（岩下明裕による）であり、樺太＝サハリンは、境界地域として歴史分析の対象とされる。

第2章では、近代史上、たびたび境界変更を経験した樺太の歴史が概観されたうえで、第二次世界大戦後の日本人の各地からの引揚げと残留が概観される。サハリン残留日本人については、2010年以降に先行研究が発表されていることが示される。

第3章では、樺太のソ連統治以降の歴史が概観されるとともに、冷戦期、ポスト冷戦期における引揚げ・帰国をめぐる日本の市民運動が概観される。

第4章では、サハリン残留日本人の数を明らかにした。1949年7月23日までに出生したサハリ

ン残留日本人総数は1,560名であり、2011年5月時点において、冷戦期に日本に帰国した者は964名、ポスト冷戦期に日本に帰国した者は56名（このほか韓国への帰国39名）、現地在住者は200名、現地死没者は219名であった。また、残留日本人の国籍を検討した結果、ソ連の国籍制度では「無国籍者」の範疇となっており、自己申告による民族籍は日本であったことを明らかにした。

第5章では、冷戦期帰国が分析される。冷戦期帰国のうち、1959年までのものは厚生省援護局が「後期集団引揚げ」と称しており、56年まではシベリア抑留者の帰国が主であったが、57年からはサハリン残留日本人が外国籍の家族を伴って帰国するというものが多くなった（集団帰国は59年に打ち切り）。これ以降、サハリンからの「個別帰国」となるが、65年とその前後に帰国者数が増えている。申請者は戦後外交記録を用いて、この経緯および帰国した各世帯のうち大部分が日本人の妻、朝鮮人の夫という「朝日世帯」であることを明らかにした。さらに、民間団体資料を駆使して、日本に帰国した後の彼ら朝日世帯の生活ぶりをも分析している。

第6章では、冷戦期帰国が激減した経過を明らかにする。冷戦期帰国は、朝鮮人の夫、日本人の妻という朝日世帯が多かったが、偽装結婚などの手段を用いた朝鮮人不法入国問題も顕在化した。また、日本政府も引揚者団体もサハリン残留日本人の帰国に関しては積極的ではなく、77年以降、帰国者は激減する。88年には「自己意思残留論」が政府答弁にあらわれるにいたったのである。

第7章では、申請者が行った多数のインタビューに基づいて、残留日本人たちが残留にいたった経緯、ソ連社会での生活など多様で豊かな体験を明らかにしている。そして、冷戦期のサハリン残留日本人と日本との結びつきは樺太墓参団による訪問を契機としてつくられたこと、現地では、残留日本人ネットワーク（申請者はこれを「州都グループ」と名付けた）が形成されていたことを明らかにした。

第8章では、ポスト冷戦期におけるサハリン残留日本人の帰国と、サハリン残留朝鮮人の韓国への帰国が分析される。韓ソ国交樹立（1990年）を機に35,000人にもものぼる在サハリン朝鮮人民族籍者（その大部分は当時、ソ連国籍となっていた）に韓国への帰国の可能性が開かれた。残留日本人についても、全国樺太連盟が帰国促進運動に加わり、厚生省も帰国援助に関する業務を委託するにいたる。

第9章では、冷戦期以降現在までの樺太慰霊碑が検討される。日本・サハリン間国境の透過性が高まったことにより、日本に引き揚げていた樺太旧住民がサハリンを訪ね、出身地域を訪れることが盛んに行われるようになり、樺太慰霊碑建立運動が起きる。現地地方当局の許可を得たうえで、残留朝鮮人、残留日本人の協力のもとに、サハリン各地に日本の旧住民を慰霊する慰霊碑が建てられた。

第10章では、戦後の残留日本人問題として知られている中国残留孤児・残留婦人とサハリン残留日本人との比較を行い、国籍、帰国の時期などが大きく異なることを明らかにした。

第11章では、敗戦により生じた残留日本人の問題を相対化するべく、「戦勝国民」である中華民国人のサハリンからの帰国を取り上げた。1940年代に、商業者を中心に在樺太中国人が一定数存在しており、彼らは、故郷である中国中南部に帰国するが、その後かなりの者が台湾への移動を希望したという。申請者はこれについて、国民政府支持の心情に加えて日本へのアクセスを考慮しての選択であろうと、結論づけている。

終章では境界地域に生きる人々の事例の多様性を強調している。また、残留を個々の悲劇としてではなく、＜国境と国民の時代＞において常に発生し得る問題として知見を積み重ねていくことを提唱している。